経済労働委員会記録

開催日時 平成24年7月2日(月) 13:02~15:23

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

大国 正博 委員長

藤野 良次 副委員長

阪口 保 委員

猪奥 美里 委員

神田加津代 委員

今井 光子 委員

松尾 勇臣 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 浪越 産業・雇用振興部長

冨岡 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 議案の審査について

議第44号 奈良県職業訓練の基準等に関する条例

議第45号 市町村負担金の徴収について (経済労働委員会 所管分)

報第 1号 平成23年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について 平成23年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(経済労働委員会 所管分)

報第10号 財団法人奈良県農業振興公社の経営状況の報告について

報第11号 財団法人奈良県食肉公社の経営状況の報告について

報第12号 財団法人奈良県林業基金の経営状況の報告について

報第13号 財団法人奈良県中小企業支援センターの経営状況の報告につい

て

報第18号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について

平成24年度奈良県営競輪事業費特別会計補正予算(第1号) 農業改良資金未収金請求事件について 農業改良資金未収金請求事件について

(2) その他

<会議の経過>

〇大国委員長 それでは、ただいまより経済労働委員会を開会いたします。

欠席者はございません。

本日、当委員会に対し、1名の方から傍聴のお申し出がありますが、これを認めることとしてよろしいでしょうか。また、その後のお申し出についても、さきの方を含め20名を限度に許可することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、認めることといたします。

それでは、案件に入ります前に、4月1日付けで議会事務局に異動がありましたので、 松岡事務局次長から新任担当書記の紹介を願います。

- ○松岡事務局次長 今回の異動で当委員会の担当書記に変更がございました。
 調査課課長補佐の今西でございます。
- **〇今西書記** 今西です。よろしくお願いします。
- **〇大国委員長** 次に、常時出席を求める理事者の変更についてであります。

今般の組織見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じましたので、お 手元に配付しております資料のとおり変更し、出席要求していますので、ご了承願います。

次に、4月1日付けで理事者に異動がありましたので、産業・雇用振興部長、農林部長の順に、異動のあった職員の紹介をお願いします。

○浪越産業・雇用振興部長 4月1日付けで異動がありました職員について、ご紹介を申し上げます。

村上産業・雇用振興部次長、企画管理室長事務取扱でございます。

- 〇村上産業・雇用振興部次長企画管理室長事務取扱 よろしくお願いします。
- ○浪越産業・雇用振興部長 大月地域産業課長でございます。
- **〇大月地域産業課長** どうぞよろしくお願いします。

- ○冨岡農林部長 引き続きまして、農林部の職員のご紹介を申し上げます。
 農林部次長、企画管理室長事務取扱、福谷でございます。
- ○福谷農林部次長兼企画管理室長 よろしくお願いいたします。
- ○冨岡農林部長 続きまして、農林部次長、市場担当の嶋本でございます。
- 〇嶋本農林部次長 よろしくお願いします。
- **〇冨岡農林部長** 次に、農林部次長、新農業総合センターあり方検討担当の植田でございます。
- **〇植田農林部次長** よろしくお願いします。
- **〇冨岡農林部長** 続きまして、農林部次長、林務担当、森林整備課長事務取扱の田中でございます。
- 〇田中農林部次長 林務担当、森林整備課長事務取扱 よろしくお願いいたします。
- **〇冨岡農林部長** 角山マーケティング課長でございます。
- **〇角山マーケティング課長** よろしくお願いいたします。
- 〇冨岡農林部長 和田農業水産振興課長でございます。
- **〇和田農業水産振興課長** よろしくお願いいたします。
- ○冨岡農林部長 馬場林業振興課長でございます。
- **〇馬場林業振興課長** よろしくお願いします。
- ○冨岡農林部長 岡野奈良の木ブランド課長でございます。
- **〇岡野奈良の木ブランド課長** よろしくお願いします。
- ○冨岡農林部長 以上、よろしくお願いいたします。
- **〇大国委員長** それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託されました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、 付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承 願います。

それでは、付託議案について、産業・雇用振興部長、農林部長の順に説明願います。

○浪越産業・雇用振興部長 平成24年6月定例県議会に産業・雇用振興部として提出しております議案についてご説明を申し上げます。

「第307回定例県議会提出議案」をお願いいたします。12ページ、まずはじめに、

議第44号、奈良県職業訓練の基準等に関する条例についてでございます。この条例は、 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する 法律の施行により、職業能力開発促進法の改正に伴いまして、普通職業訓練の基準や職業 訓練指導員の資格等、奈良県が実施します職業訓練の基準を定めようとするものでござい ます。

続きまして、21ページ、諮第1号、行政財産を使用する権利に関する処分に対する異 議申立てについてでございます。

本件は、平成24年3月29日付け、奈良県指令雇労第640号により、異議申立人、 奈良県労働組合連合会議長、井ノ尾寛利に対して行った奈良労働会館の使用不許可処分に ついて平成24年5月30日付けで異議申立てがなされたものです。この異議申立てに対する見解でございますが、異議申立人が処分があったことを知った日は平成24年3月30日であり、本件異議申立ては平成24年5月30日になされており、行政不服審査法第45条に規定する異議申立て期間であります60日を経過してなされたものでございます。 よって、本件異議申立てにつきましては、不適法でありますことから却下すべきものと考えるところでございますが、地方自治法第238条の7第4項の規定により議会に諮問いたします。

続きまして、47ページ、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてのうち平成24年度奈良県営競輪事業費特別会計の補正予算でございます。

48ページ、49ページは、平成23年度の奈良県営競輪事業費特別会計におきまして、前年度繰上充用と合わせて1億2,228万円の赤字を計上することになったため、地方自治法施行令第166条の2の規定により平成24年度の歳入歳出予算を補正し、この不足分を補う繰上充用を行ったものでございます。平成23年度の奈良県営競輪事業においては、全国的な公営競技の不振の中、ファン送迎バスの見直しなど、委託経費の削減や従事員の出勤調整等による人件費の削減に努めるとともに、選手賞金の引き下げ等とも合わせ、単年度では1,221万円の黒字となりました。しかしながら、前年度繰上充用額1億3,449万円の補てんまでには至らず、昨年度に引き続き繰上充用が必要となったものでございます。

なお、繰上充用金に充てるべき平成24年度歳入につきましては、自転車競技法の改正 に伴うJKA交付金が一部不用となることにより余剰となる財源を充てることといたしま した。この繰上充用は、会計年度経過後に歳入不足を確定させた上で出納閉鎖期間前、す なわち平成24年5月31日までに処理する必要があったことから、やむを得ず地方自治 法第179条第1項の規定による専決処分としたものでございます。同条第3項の規定に より報告し、ご承認をお願いするところでございます。補正予算の内容につきましては、 別冊の「平成23年度、平成24年度一般会計特別会計補正予算に関する説明書」1、2 ページに記載のとおりでございます。

次に、42ページ、報第13号、財団法人奈良県中小企業支援センターの経営状況の報告についてでございます。財団法人奈良県中小企業支援センターの「平成23年度業務報告書」をお願いいたします。

まず、この業務報告書によりまして、平成23年度の業務報告決算についてご説明を申し上げます。1ページは、概要についてでございますが、東日本大震災で受けた深刻な打撃から復旧・復興努力により景気は緩やかに持ち直してきたものの、急速な円高の進行や欧州政府債務危機の顕在化などの要因もありまして、県内中小企業にとって経営環境は依然厳しい状況が続いております。こうした中、県内産業の活性化に向けた取り組みとして財団法人奈良県中小企業支援センターでは経営力向上への対応をはじめ、次のような支援を実施いたしました。

3ページ、Iの経営力向上支援でございます。中小企業の経営力強化及び経営課題の解 決のため、経営者のマネジメント力の強化や経営品質を向上させるための支援、専門家に よる個別指導並びに情報提供を行いました。

1の経営品質向上活動事業では、県内企業の経営品質向上に向けてセミナーや実践的研 修講座を開催し、実効力のある経営認証取得を目指す5社を育成いたしました。

2の専門家による個別企業経営支援では、県内企業が抱える高度、専門的な経営課題に 対して相談員が課題内容を分析し、最適な専門家を選定・派遣し、現場における助言・指 導を実施し、課題解決を図りました。(1)の専門家派遣事業でございますが、財団法人 奈良県中小企業支援センターの登録専門家を直接現地に派遣をするもので、具体的な事例 等につきましては記載のとおりでございます。

4ページ、(2)の中小企業支援ネットワーク強化事業でございますが、近畿経済産業局が選定した専門知識等豊富な実績を有する上級アドバイザーが中小企業支援センターの相談員と連携を図りながら経営課題の解決に向けて支援を行ったものでございます。 3の窓口相談事業でございますが、中小企業支援センターでは総合相談窓口を設置して、各種経営相談に備える体制をとっております。相談の件数等につきましては、記載のとお りでございます。

5ページ、IIの企業価値創出支援でございます。そのうち1の新事業・新技術・新製品の開発促進では、県内企業の技術課題やニーズの掘り起こし、研究開発から技術のマッチング、さらには取引のための基本的な品質保証や契約等のシステムの構築まで一貫した支援を行いました。まず、企業発掘フェーズといたしましては、(1)のコーディネート活動事業、(2)のなら発オンリーワン企業の認定、(3)の奈良高専技術情報活用支援事業を行いました。

次に、育成フェーズといたしましては、(1)の大学との共同研究として4件が進行中でございます。(2)のマッチング案件では2件が継続支援中でございます。(3)の事業計画等策定支援事業では、6件が国の補助事業に対して採択されました。具体的な内容については記載のとおりでございます。

6ページ、(4)の戦略的基盤技術高度化支援事業でございますが、経済産業省からの 受託事業といたしまして6つの研究テーマに取り組んでいたところでございます。

7ページ、事業化フェーズにつきましては、(1)の個別B2Bマッチングでございますが、企業や大学等との連携による事業化を支援した結果、3件の協業が成立いたしました。(2)の広域的B2Bマッチングの推進では、B2Bマッチングの検討会を2回開催し、26件のマッチングを試み、うち17件が事業成立に向けて継続検討中でございます。(3)の展示商談会への参画では、中小企業総合展や関西機械要素技術展などに出展し、

8ページ、(4) オープンイノベーションへの参画による大手企業とのマッチング推進 や (5) のその他認定計画策定等支援につきましても実施をいたしました。詳細について は記載のとおりでございます。

企業紹介やコーディネートを行いました。

次の2の販売力強化支援事業でございます。県内企業の新商品等の販路拡大のためにセミナー等により商品力、販売力の強化に向けた一貫した支援を行いました。まず、企業(商品)発掘フェーズでは、販売力強化や海外市場に関するセミナーを開催いたしました。9ページ、育成(商品価値向上)フェーズといたしましては、モニター会や近鉄百貨店のバイヤーによる商品力強化セミナーを開催いたしました。

次に、事業化(展示商談会出展)フェーズでございますが、(1)の国内展示会販路開 拓支援事業で、第73回東京インターナショナル・ギフトショー春2012の出展を支援 し、32件が商談中でございます。また、大都市圏の高島屋、東武百貨店から催事開催の 誘いもあり、協議を進めているところでございます。(2)、海外販路拡大支援事業でございますが、第12回ジャパンエキスポ2011や海外バイヤー商談会への出展を支援いたしました。

10ページ、3のなら農商工連携ファンド活用事業でございますが、本事業は25.1 億円のファンド基金を設置いたしまして、ファンド運用益を活用して、商工業者と農林水 産業者が連携して取り組む新商品開発、販路開拓事業に対して助成するもので、5件のテ ーマに対し助成し、試作品開発が行われました。

11ページ、4の地域産業支援事業では、奈良県皮革関連団体の新商品開発や販路拡大等の取り組みに対しまして助成を行いました。

12ページ、Ⅲの経営基盤構築支援でございます。このうち1の設備投資の支援、

(1)の設備貸与事業でございますが、平成23年度の実績といたしましては、申し込み20企業に対しまして16企業3億962万円の設備貸与を実施いたしました。(2)の設備資金貸付事業では、小規模企業者に対して設備投資額の2分の1以内を無利子で貸し付けることにより設備投資の促進を図るものでございますが、前年度比で43.6%の執行となっております。

次に2のベンチャー企業創出支援事業では、フューチャーベンチャーキャピタル(株)とともに投資先企業への経営指導等を行っているところでございます。また、3のITセミナー開催事業では、ITの導入と利活用の円滑化、経営力の向上を図るための実践的な研修会、セミナーを開催いたしました。

13ページ、4の情報提供・広報事業でございますが、中小企業支援センター、国及び県の支援施策などの情報をさまざまな媒体を通じて情報発信を行いました。

5の人材確保の支援、(1)実践的ものづくり担い手育成事業では、全国中小企業団体中央会からの補助を受け、奈良工業高等専門学校との連携による中小企業の現場技術者の育成を図りました。(2)の雇用環境整備事業では、若年者の雇用に意欲的な中小・中堅・ベンチャー企業等の開拓とともに雇い入れ体制の整備、雇用確保が図れるようセミナーや説明会、情報誌の発行等を行いました。

14ページ、UIターン企業合同説明会を大阪府と京都府で開催いたしました。具体的な内容については記載のとおりでございます。

15ページ、(3)の労働力確保事業では、公共職業安定所、奈良しごとiセンター等の関係機関と連携をいたしまして、労働力の確保と地域の雇用失業情勢の改善を図りまし

た。

次に、財務諸表についてご説明を申し上げます。

18ページ、全事業の貸借対照表でございます。19ページに記載いたしております資産合計の額でございますが、67億921万4,888円、負債の合計については最下段で60億544万5,083円。20ページ、正味財産でございますが、7億376万9,805円となっております。

25ページ、全事業の正味財産増減計算書でございます。一般正味財産増減の部における経常収益でございますが、経常収益計欄は、14億4,240万1,263円、26ページ、経常費用につきましては、14億1,965万733円となっております。当期経常増減額は2,275万530円となり、平成23年度正味財産期末残高は7億376万9,805円となりました。

34ページ、財産目録でございますが、ただいまご説明を申し上げた貸借対照表と内容は同じでございますので、説明は省略いたします。

36ページからは、全事業の収支計算書でございます。事業活動収入計は11億2,2 95万5,039円。37ページ、事業活動支出が、11億2,702万9,836円、 差し引き407万4,797円のマイナスとなります。37ページ、投資活動収入額は1 億8,883万4,020円、投資活動支出計は1,472万8,200円で、差し引き 1億7,410万5,820円となります。

38ページ、財務活動収入計でございますが6億9,722万5,000円、財務活動支出額は9億831万1,975円で、差し引き2億1,108万6,975円のマイナスとなっております。以上、当期収支差額は4,105万5,952円のマイナスとなりまして、次期繰越収支差額は7億2,837万5,920円となります。

以上で業務報告の説明を終わらせていただきますが、続きまして、平成24年度の事業 計画についてご説明を申し上げたいと思います。

「平成24年度の事業計画書」をごらんください。1ページ、概要についてでございますが、我が国なり県内の経済状況について記載しております。個人消費は低調に推移し、 県内経済は疲弊状態にある中、奈良県中小企業支援センターでは中小企業の自立成長継続 を図ることを目的として中小企業を総合的に支援する事業に取り組みます。今年度新たに なら産業活性化プラザ内に設置した創業・経営支援室と役割を分担、連携を図りながら、 以下の事業を行うことにしております。 1の経営力向上支援でございますが、他の支援機関と効果的に連携して中小企業の経営力の強化及び経営課題の解決を図ります。①の経営品質向上支援、②の専門家派遣による法律事業支援、2ページ、③のITセミナー開催事業、④の情報提供・広報事業、⑤の窓口相談事業につきまして引き続き実施いたします。

3ページ、2企業価値向上支援でございます。企業価値の向上を図るために新事業への取り組みや新技術、新商品、新サービスの開発の取り組みを支援いたします。①のB2Bマッチング促進事業、②の事業計画等の策定支援事業、③の公募型研究開発事業の推進についてでございます。4ページ、④のなら農商工連携ファンド事業、⑤の地域産業支援事業、⑥の奈良高専技術情報活用支援事業、⑦の中小企業支援機関連携促進事業について記載の内容により実施いたします。

5ページ、3の経営基盤構築支援でございます。中小企業の経営基盤の強化を図るため 設備投資を資金面で支援するとともに、ベンチャー企業創出支援を行います。①の設備貸 与事業では、本年度も9億円を貸与総額として小規模企業者等に対し、創業及び経営基盤 の強化に必要な設備の導入を支援いたします。②の設備資金貸付事業では、本年度も貸付 総額を2億円といたしまして、設備貸与事業と同様、小規模企業者に対し創業経営基盤の 強化に必要な資金の支援を行います。③のベンチャー企業創出支援事業では、ベンチャー キャピタルを通じて投資したベンチャー企業に対し、事後のフォローを行ってまいりたい と考えております。

次に、収支予算についてご説明申し上げます。 6 ・ 7 ページ、一般正味財産の経常収益 計は、12億1,617万6,424円になっております。 8、9ページ、経常費用計を 12億1,429万715円見込んでおります。

当期一般正味財産増減額は、188万5,709円を見込んでおります。平成24年度 末の正味財産期末残高は、5億8,459万8,147円を見込んでおります。

以上で産業・雇用振興部の提出議案に係るご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇冨岡農林部長 それでは続きまして、農林部所管の提出議案についてご説明申し上げます。

「第307回定例県議会提出議案」16ページ、まず、議第45号、市町村負担金の徴収 についてのうち農林部所管は県営土地改良事業でございます。地方財政法及び奈良県営土 地改良事業分担金等徴収条例の規定に基づきまして、工事により利益を受ける市町村に受 益の限度において費用の一部を負担いただくものでございます。対象事業は、県営畑地帯総合整備事業、県営圃場整備事業、農地環境整備事業、農道整備事業、それから県営ため池整備事業等を予定をしております。関係市町村は奈良市ほか10市町村で、記載のとおりでございます。事業費は11億3,999万円、負担率は記載のとおりで、負担金額は1億3,031万1,000円です。

22ページ、報第1号、平成23年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。農林部所管の繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

24ページ、第8款農林水産業費、第1項農業費、農業生産総合推進対策事業で繰越額は750万円となっています。次に、第3項農地費、県営圃場整備事業から団体営ため池整備事業までの計12事業で、繰越額は7億5,384万円余となっています。

次の、第4項林業費でございますが、木材生産推進事業から民有林直轄治山事業費負担 金までの計8事業で、繰越額は19億6,539万円余となっています。

次に、28ページ、第13款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、農地及び農業用施設災害復旧事業から林道災害復旧事業までの計3事業で、繰越額は11億5,119万円余となっています。農林部全体では38億円余の繰越額となっていますが、紀伊半島大水害の復旧事業に係るもの及び大水害により資材搬入路が被災するなどで事業におくれが生じたことによるものが、このうち約27億円、国の補正予算への対応により昨年度の2月補正予算に計上したものが7億5,000万円となっています。地元調整や文化財発掘調査に不測の日数を要したこと等によるものは約4億円で、昨年よりは少し減少しています。

繰り越し事業につきましては、今後とも関係機関、地元とも調整を図りつつ、事業の早期完了に努めてまいりたいと考えております。また、紀伊半島大水害関連の事業につきましては、被災地域の早期の復旧復興に向け、今後とも全力で取り組んでまいります。

次に、39ページをごらんください。39ページから41ページまでの報第10号から 報第12号に係ります公等の経営状況の報告については、別冊の報告書でご説明申し上げ ます。

報第10号、財団法人奈良県農業振興公社の経営状況の報告については、「平成23年 度業務報告書」の1ページをお願いいたします。農業振興公社は、農業経営の規模拡大、 農地の集積など、担い手の育成、確保を図るため、公社が仲介役となって農用地の売買や 貸借を行う、いわゆる農地保有合理化事業を中心に事業を実施しています。 まず、農地保有合理化促進事業につきましては、農用地の貸借等、記載のとおり実施をしております。農用地の貸借はほぼ前年度並みとなっています。

それから、青年農業者等就農支援事業では、就農支援の資金貸し付け及び新規就農相談を実施しております。新規就農相談については69件の相談がございました。農業実践サポート事業は、2件の農地において1名の研修を実施しました。また、担い手育成確保支援事業(イチゴスペシャリスト育成確保事業)では、平成23年度は2名、実践研修を実施しました。平成24年度も新たに2名に研修を実施する予定です。また、農業雇用創出モデル事業では、求人農家のニーズなどについて調査を実施しました。

次に、農地リフレッシュ事業は、公社が一たん借り入れた耕作放棄地で簡易な農地整備 を行い、整備後に担い手等へ農地集積を行う事業で、4件実施しました。

次に、農業振興支援事業は、大和高原北部地区の地元負担金の一括償還に要する経費であり、金融機関への償還分として6億1,845万円余となってございます。

次に、フラワーセンター管理受託事業は、県からフラワーセンターの管理を受託したも のでございます。詳細につきましては、2ページから7ページに記載しています。

次に、9ページ、財務の報告です。貸借対照表と収支計算書でご説明させていただきます。

まず、貸借対照表につきまして、資産合計は12億2,597万円余、負債合計は9億7,674万円余、正味財産は2億4,923万円余となっています。

次に、21ページ、収支計算書についてでございます。事業活動収入は、基本財産運用収入等で6億4,211万円余、事業活動支出は農地保有合理化事業費支出等で6億6,604万円余、それから事業活動収支差額はマイナス2,392万円余となっています。この事業活動収支差額に投資活動収支、財務活動収支等を合わせまして、当期収支差額はマイナス2,565万円余となっています。

以上が業務報告で、次に、平成24年度の事業計画の説明をさせていただきます。

「平成24年度事業計画書」の1ページ、平成24年度につきましても引き続き収入確保、経費節減に努めながら、下記1から4の事項について重点的に事業展開を図ることとしております。

8ページ、平成24年度の収支計画について、収支予算書でご説明申し上げます。事業 活動収入は基本財産運用収入等で6億9,573万6,000円。事業活動支出は農地保 有合理化事業費支出等で7億3,362万4,000円、事業活動収支差額はマイナスの 3,788万8,000円です。この事業活動収支差額に投資活動収支、財務活動収支を 合わせまして、当期収支差額はゼロです。

次に、報第11号、財団法人奈良県食肉公社の平成23年度業務報告についてご説明を 申し上げます。

「平成23年度業務報告書」の1ページ、平成23年度の事業報告の実施状況ですが、 財団法人奈良県食肉公社は食肉流通センターの管理運営主体として食肉の安定供給と流通 の円滑化を図るため、安全、衛生対策等に留意しながら食肉流通センターの効率的な運営 に努めています。食肉流通センター、と畜と市場の改革につきましては食肉流通センター のあり方を根本的に見直すため、平成23年7月に奈良県食肉流通センター(と畜・市 場)改革検討委員会が設置され、本質的な議論を重ねた結果、平成24年3月22日の第 5回検討委員会におきまして、改革の方向性について奈良県に対しまして提言がございま した。

提言内容は、①今後の運営形態についてはと畜業務と市場業務を分離し、と畜業務は公による直接運営とすべきであり、公社がと畜業務及び施設管理業務の効率的で透明性の高い運営を進めることが適当であるとしています。

2ページ、②市場業務につきましては、民間事業者による自主運営とすべきであり、公的補助をしないことを明確化する必要があるとのご提言をいただきました。奈良県といたしましては、この提言を受けとめまして、平成25年度を目途にと畜業務を奈良県食肉株式会社から財団法人奈良県食肉公社に移転する方針を示し、財団法人奈良県食肉公社に対して必要な対応を求めたところ、財団法人奈良県食肉公社といたしましては、これを受けて、平成24年3月26日の予算理事会におきまして平成25年度を目途にと畜業務の直接運営を行うことを決定し、新たな業務運営体制を整備するための諸準備を平成24年度に進めていくことといたしております。

奈良県食肉流通センターの取り扱い状況ですが、と畜業務は牛が2,654頭、豚が7,795頭がと畜、解体処理されております。市場業務は牛が1,914頭、豚が4,333頭上場取引されております。うち大和畜産ブランドとしての大和牛は989頭、ヤマトポークは3,243頭です。

4ページ、財務報告です。貸借対照表と支出計算書でご説明申し上げます。まず、貸借対照表ですが、資産合計は35億457万円余、負債合計は3,576万円余、正味財産は34億6,880万円余となっています。

8ページ、収支計算書につきまして、事業活動収入は基本財産運用収入等で1億7,6 37万円余、事業活動支出は運営事業費支出で1億7,616万円余、事業活動収支差額 で20万円余となっています。この事業活動収支差額に投資活動収支、財務活動収支など を合わせまして、当期収支差額はマイナス303万円余となっています。以上が業務報告 書のご説明です。次に、「平成24年度事業計画書」をご説明申し上げます。

1ページ、1番目の事業の実施方針に記載のとおり、平成25年度を目途に、と畜業務の直接公社運営に向けましてと畜業務を奈良食肉株式会社から財団法人奈良県食肉公社へ円滑に移転し、新たな業務運営体制を整備するために必要な諸準備を平成24年度取り組んでまいります。

次に、新公益法人制度におきます公益財団法人への移行申請の期限が平成25年11月30日となっていますことから、公益財団法人への移行に向け、必要な諸準備を進めてまいります。また、県関係団体との連携、協力を行い、食肉流通センターの円滑な業務運営と牛肉のトレーサビリティーの推進等によりまして、安心安全な食肉の安定供給を図ってまいります。

3ページ、平成24年度の収支計画につきまして収支予算書でご説明申し上げます。事業活動収入は基本財産運用収入などで1億8,298万円、事業活動支出は運営事業支出で1億8,298万7,000円、事業活動収支差額はマイナス7,000円でございます。この事業収支差額に投資活動収支、財務活動収支等を合わせまして、当期収支差額はマイナス7,000円でございます。

以上で食肉公社事業計画の説明を終わらせていただきます。

次に、報第12号、財団法人奈良県林業基金の業務報告をさせていただきます。「平成23年度業務報告書」の1ページ、事業実施状況です。昨年の台風災害の影響なども含め、林業を取り巻く情勢は厳しさを増しておりますが、当基金は基金造林事業により森林整備、木材生産機能の拡充はもとより、水資源の涵養、自然環境等の保全など、森林の多面的、公益的機能の発揮、また就業機会の確保、林業労働力の育成確保に努めているところでございます。

2ページ、Ⅱの事業概要の1、基金造林事業です。事業箇所185経営区おきまして、 枝打ち、間伐などの保育を160ヘクタールを実施しています。なお、昨年の台風被害の 影響によりまして、平成23年度に実施できなかった事業及び災害復旧等につきましては 平成24年度以降に実施することにしています。 3ページ、県有林造成受託事業です。県有林56経営区の管理を行いますとともに、県有林22経営区及び全国植樹祭記念分収造林34カ所におきまして、枝打ち、間伐などの保育を実施いたしています。なお、昨年の台風被害の影響により平成23年度に実施できなかった分等につきましては、平成24年度以降に実施を予定しています。以下、5ページまで記載のとおり事業を実施しています。

8ページ、財務報告です。まず、貸借対照表ですが、資産合計は106億3,210万円余となっています。

9ページ、負債合計は100億4,522万円余、正味財産は5億8,687万円余となっています。

次に、20ページ、収支計算書です。事業活動収入は基本財産運用収入をはじめ、7,718万円余、事業活動支出は事業支出等で2億9,676万円余、事業活動収支差額はマイナス2億1,958万円余です。

21ページ、この事業活動収支差額に投資活動収支、それから財務活動収支を合わせま して当期収支差額は302万円余となっています。

以上で業務報告書のご説明を終わります。続いて「平成24年度事業計画書」のご説明を申し上げます。1ページ、平成24年度につきましては、さらなる経営改善に努めながら基金造林事業や県有林造成受託事業などを通じまして林業の振興、山村地域の活性化、自然環境の保全等に努めてまいります。

2ページ、事業計画の概要です。1の基金造林事業につきましては、前年度に引き続きまして事業費の抑制を図りながら、保育142ヘクタールを中心とした森林経営を実施することにしております。2の県有林造成受託事業以下、5ページまでの記載事業についても引き続き効果的に事業を実施することにしております。

6ページ、平成24年度の収支計画につきまして、資金収支予算書でご説明申し上げます。事業活動収入は基本財産運用収入ほかで1億1,984万円余です。

7ページ、事業活動支出は3億5,117万円余で、事業活動収支差額はマイナス2億3,133万円余となっています。事業活動収支差額に投資活動収支差額、財務活動収支差額等を合わせまして、当期収支差額はゼロ円となっています。公社等の経営状況の報告につきましては、以上でございます。

続きまして、専決処分についてのご報告をさせていただきます。「第307回定例県議会提出議案」をお願いいたします。

65ページ、報第18号、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分の報告を させていただきます。農林部関係では、農業改良資金未収金請求事件が2件です。

農業改良資金の未収金に係ります支払い督促を債務者、あるいは連帯保証人等に対し実施したところ、相手方より異議申し立てがございました。そのため、訴訟に移行したものです。奈良地方裁判所から、訴訟へ移行するため所定の期間内に手続を行うよう通知がございましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年5月1日付で専決処分を行わせていただいたものであり、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以上が農林部所管の提出議案でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 〇大国委員長 ご苦労さまでございました。

ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。なお、その他の事項について は後ほど質疑を行いますので、ご了承ください。

- 〇松尾委員 議案の関係だけですね。
- 〇大国委員長 はい。
- ○松尾委員 財団法人奈良県林業基金に関してお伺いしたいのですが、もうかなり前だったと思いますが、林業基金が破綻しかけているという新聞報道がありました。いいときの木の相場でやっていたものですから、全国的にほとんどの基金が破綻を迎えたり、その可能性があると思うのですが、まだこんなに多く事業をしていただいているのですね。本当にこのまま続いていくのかと不安になっています。林業就業支援事業等いろいろ事業をしていただいているのですが、実際これらの事業をしていただいて、どれぐらいの人が就業していただいているかのデータなどはあるのかがまず1点と、このまま継続していって大丈夫なのかという今後の見通しを教えていただきたいと。この2点です。
- ○馬場林業振興課長 林業基金についてお尋ねに、お答えします。

1点目の林業基金における就業者の効果という数字は今手元にございませんので、また 後ほどご説明させていただきます。

林業基金の経営につきましては、借入金で森林を育てているわけですけれども、木材価格が低迷していることから、長期の収支はかなり厳しい状況です。ですから、はじめに新しい契約地の休止とか、歩掛かりや諸経費の見直し、林業基金の職員の減など、いろいろやってきたのですけれども、「平成24年度事業計画書」の5ページ、11の経営改善検討事業を平成24年度に実施してまいりまして、経営改善に向けて取り組もうとしている

ところです。以上でございます。

○松尾委員 私の持論ですけれど、幾ら経営改善をしていただいても、収支が合ってくるわけがない。今の材価ですが、吉野材が一番プランドとして売れていた時代の材価は恐らく今の10倍ぐらいしていただろう。そしてその金額で山分収して計算を立てていますが、今買ってある山の材価は10分の1になっているのですから、もっともっと経営改善をしなければ絶対に収支は合わないですが、ずっと永遠に出し続けるのですか。もちろん、災害もありまして皆さんの山に対する見方は少しずつ変わってきていると思うのですが、今、基金造林で持っている山の手入れはしなければいけない。これは仕方がないと思う。荒れ放題にしていましたら、それが原因で大きい災害が発生する可能性もありますから、それは実施しないといけないと思うのですが、それ以外の事業は本当にしなければいけないのかと、本当に思っているのです。たとえば、林業就業者支援事業、担い手育成強化対策事業、後継者育成事業とか、山の担い手は、年々人がいなくなっています。だれを育てているのかと不思議でしょうがない。そのような資料もいただいて、もう少し見直ししていただくことをお願いします。

- 〇大国委員長 答弁はいいですか。
- 〇松尾委員 はい、以上です。
- **〇大国委員長** 他にございませんか。
- ○今井委員 農業改良資金の未収金の案件が2件提出されておりますけれど、4人の連帯保証人になっているほうと、それから1名のほうがありますが、それぞれどこでこの事業を始めたのか、わかりましたら教えていただきたい。

それで、その1名の案件について事前に話を聞かせていただきましたら、借りた方はも う破産の手続をされており、ほかの連帯保証人の方も自己破産の手続中ということで1名 残っていらっしゃる方は破産手続のお金もない方が残っているのかと思いもしますけれど も、そのあたりの手続としては当然の手続になるだろうと思いますが、事情もよく調査を されて対応をしていただきたいと申し上げておきたいなというふうに思っております。

〇川合地域農政課長 今回、ご承認をお願いしております2件の案件でございますが、 事業を行われた場所は1件は奈良市内ともう1件は大和郡山市内での営農の関係でござい ます。

それから、もう一点のご質問が、「第307回定例県議会提出議案」の66ページの連 帯保証人のみが訴訟の対象になっている件でございますけれども、今井委員からお話がご ざいましたように、そちらの案件につきましては、債務者ご本人は既に民事再生による手続を行っておられまして、法的には債務額が5分の1に圧縮されております。ただ、この効果につきましては連帯保証人には及ばないということで、こちらの件につきましては連帯保証人にまだ債務が残っているという扱いの中で、法的な流れの中で今回の訴訟を提起しているものでございます。以上でございます。

〇大国委員長 他にございませんか。

他になければ、付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。

ご発言願います。

では、ないということでございますので、ただいまより、付託を受けました各議案について採決を行います。

諮問案件以外の採決は、簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

議第44号、議第45号中、当委員会所管分、報第18号中、平成24年度奈良県営競輪事業費特別会計補正予算(第1号)、農業改良資金未収金請求事件2件について、原案 どおり可決または承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、以上5件については、原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、諮第1号については、簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

諮第1号については、当委員会の意見として、本件異議申し立てについては却下すべきであるとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、諮第1号についての当委員会の意見は、本件異議申し立てについては却下すべ

きであるとすることといたします。

次に、報告案件についてであります。

報第1号中、当委員会所管分、報第10号から報第13号については、先ほどの説明を もって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

次に、その他事項に入りますが、はじめに要望1件が提出されていますので、ご了承願 います。

続いて、産業・雇用振興部長と農林部長から紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組について、農林部長から奈良県のさかなの制定について、ほか1件について報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告願います。

〇浪越産業・雇用振興部長 紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組についてご説明を申 し上げます。

「紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組」平成24年6月という資料をごらんください。

まず、1ページ、3月に作成いたしました復旧・復興計画の概要について記載しております。

2ページ、4月以降の復旧・復興の推進体制について記載をしております。担当副知事 を議長とした復旧・復興計画推進会議を月2回程度開催いたしまして、計画の進捗管理を 行っているところです。

3ページ及び4ページにつきましては、これまでの復旧・復興の主な動きです。平成2 4年6月5日に、国、三県による第3回の合同対策会議を開催いたしました。また、6月 11日には第7回の本部会議を開催し、これまでの進捗状況について確認いたしました。

5ページにつきましては、復旧・復興関係の予算の概要について取りまとめたものです。

6ページ、避難者・仮設住宅の状況についてです。依然として179世帯、357名の 避難者がおられます。そのうち仮設住宅の入居者は五條市、野迫川村、十津川村の3市村 で、合計108世帯、228人となっております。

7ページ、避難者の早期帰宅に向けた取組の状況についてです。避難者が一日も早くもとの生活に戻れるように、道路網等のライフラインの復旧をはじめ、河川の堆積土砂撤去や土砂崩壊、地すべり対策など、二次災害防止の取り組み、被災者住民の意向調査などの取り組みを市、村と連携して進めているところです。

8から10ページにつきましては、大規模被災箇所の地区ごとの取組状況について記載

しております。

11ページ、新しい集落づくりの取組状況です。五條市、十津川村で、記載のとおり、 市、村が行う被災住民の意向把握を踏まえ取り組みを進めているところでございます。こ うした避難者の早期帰宅については引き続き最優先事項として取り組みを進めてまいりた いと考えております。

12ページ、ライフラインの復旧状況を記載しております。ほぼ復旧済みとなっております。

13ページ、インフラ等の復旧状況です。道路の規制はピーク時には90カ所ありましたが、現在迂回路のない全面通行どめとなっているのは復旧が進み4カ所のみという状況であります。

その他、記載のとおり採石土砂撤去、道路、河川、砂防などの災害復旧はおおむね順調に進捗しております。

16ページ、農林関係の復旧状況、17ページから22ページは主な災害被災箇所の復旧状況について記載しております。

23ページ、産業の復興状況です。企業の再建率につきましては、一部再建を含めまして88.5%となっております。業種別で言いますと、キャンプ場等の再建がおくれている状況です。また、廃業が9件ですが、この理由につきましては、経営者等の死亡、施設設備の修復が不可能、高齢化といったものです。また、平成23年11月~平成24年4月の災害復旧対策資金の貸付状況は、記載のとおりとなっております。引き続きまして事業の再建に向け、きめ細やかな対応をしてまいりたいと考えております。

24ページ、観光業の復興状況です。平成23年11月より発行しているプレミアム宿 泊旅行券は、平成24年度4月から6月販売予定分の5,000枚が既に完売し、順調な 販売状況です。宿泊客数の動向につきましては、被災直後は風評被害等もあり、対前年度 比較で減少していましたが、平成23年12月にはプレミアム宿泊旅行券の効果などもあ り、回復傾向を示しています。

最後になりますが、28ページ、地域産業復興プロジェクトチームを設置いたしまして、 地域産業の活性化に向けた事業について検討を進めているところでございます。

復旧・復興に向けた現状と取組の概要につきまして、ご説明させていただきました。

なお、平成24年6月29日に開催されました節電協議会の結果について簡単にご説明 させていただきます。節電協議会では、まず、今夏の節電目標についてですが、原子力発 電所の再稼働で需給状況を緩和することを踏まえつつ、15%を目標として継続して取り 組むことになりました。また、計画停電につきましては、地域割り等のやり方については 了承ということですが、それぞれに課題がまだ残っております。この課題につきまして、 関西電力(株)、県、関係団体等で引き続き協議をすることになりました。以上でございま す。

〇冨岡農林部長 それでは、紀伊半島大水害からの復旧・復興に係ります農林部の取り組 みについてご説明申し上げます。

資料の3ページ、主な動きを紹介申し上げますと、平成23年10月11日に南部農林 振興事務所及び東部農林振興事務所に治山・林道復旧チームを設置しております。

次の4ページ、平成24年4月1日から南部農林振興事務所に復旧・復興調整係を設置 するなどの組織整備を行っています。

次の5ページ、復旧・復興関係の予算概要ですが、平成23年度補正予算として、農林 部では9月、11月、2月補正で木材の搬出に対する補助や林道、農地、農業用施設等の 災害復旧、それからアマゴの種苗生産施設及び養殖施設の復旧に対する補助、さらにはア マゴの稚魚の確保に対する補助等を計上させていただきました。

また、平成24年度当初予算では、林道、農業用施設等の災害復旧のほか、間伐等の搬出利用の積極的な取り組み支援や地域の誇りとなる地域特産物、アユ、アマゴ等といった地域特産物の復興支援事業などの予算を計上しています。

16ページ、農林業関係の復旧状況、進捗状況ですが、主な被災箇所のうち、工事着手 済みであるものについての進捗ですが、農地につきましては78%、林道につきましては 52%、農道、水路、ため池などの農業用施設につきましては66%の進捗となっていま す。また、治山につきましては、平成23年度補正予算ベースで70%とおおむね順調に 推移をしています。

20ページから21ページにかけまして、一例ですが、被災箇所の復旧状況の写真です。 次に、27ページ、災害復旧・復興に係ります国の法令等の改善要望についてです。三 重県、和歌山県と三県合同で提案要望活動をしています。農林関係では、農林水産業施設 災害復旧事業への野生鳥獣浸入防止さくの追加を提案しています。今後とも国や市町村、 その他の関係機関と連携を図りながら、全力で復旧・復興に取り組んでまいります。

それから、別件で2件の報告がございます。経済労働委員会資料の報告事項です。

1ページ、奈良県のさかなの制定についてです。このたび県におきましては県民にさか

なへの親しみを持っていただき、これらを育む水環境への関心を高めるために奈良県にふさわしい県のさかなとして、金魚、アユ、アマゴの3魚種を平成24年6月に制定しました。選定に当たりまして水産関係者や学識経験者、経済労働委員長様をはじめ、奈良県のさかな選定委員会を設置し、奈良県のさかな候補に関する県民アンケートを平成24年3月、4月に実施し、このアンケート結果も踏まえてご審議をいただき、県のさかな候補を選定いただき、過日決定しました。7月に奈良県山の日・川の日が制定されていますが、今後は県民の方々にこの教示をはじめとする各種イベントや広報活動を通じまして、さかなやそれを育む水環境への関心を高めていただきたいと考えております。

さらに、全国豊かな海づくり大会が平成26年に奈良県で開催予定ですが、奈良県には 海がないため、この全国豊かな海づくり大会の意義等とあわせ奈良県のさかなの選定につ いても効果的な周知活動を行い、これによって県民への機運醸成につなげていきたいと考 えております。

3ページ、第67回愛鳥週間全国野鳥保護のつどいでございますが、平成25年に奈良県で開催する旨の決定通知が環境省よりございました。愛鳥週間全国野鳥保護のつどいは、愛鳥週間の中心行事としまして、毎年5月10日から16日に野鳥や自然との触れ合いを通じて野鳥保護の思想の普及と自然とともに生きる心をはぐくむことを目的とし、昭和36年から毎年実施をされている全国規模の行事です。通例であれば常陸宮殿下、妃殿下をお迎えすることとなっています。開催時期、場所につきましては、平成25年5月10日から16日の愛鳥週間の期間内で、橿原市内を予定しています。行事内容は、野生生物保護功労者の表彰などが中心となります。

次に、関連行事としまして、野鳥観察会と記紀・万葉の鳥絵画コンクールをあわせて開催をする予定をしています。野鳥観察会の目的は、身近にいる野鳥を実際に観察することにより野鳥保護思想の普及を図るとともに、全国野鳥保護のつどい開催の機運を盛り上げることです。開催時期、場所につきましては、愛鳥週間内で橿原市内を予定しています。

記紀・万葉の鳥絵画コンクールは、記紀・万葉集で野鳥が詠まれている歌や物語などを 題材にした絵画作品を募集して、表彰することにより記紀・万葉集や野鳥に親しむきっか けとすることを目的として開催いたします。表彰式及び絵画作品の展示の開催時期、場所 につきましては、同じく愛鳥週間内で明日香村内を予定しています。なお、今後の実施予 定につきましては、順次委員会にご報告をさせていただきます。

以上でございます。

〇大国委員長 ただいまの報告、またはその他の事項を含めて、質疑があればご発言願います。

○松尾委員 災害に絡んでの二点と、奈良の木ブランド課に関して質問をさせていただきます。今回の災害でいろいろなことを教訓とし、次に生かしていかねばならないということで、林道に関して非常に気になっているのですが、吉野郡には、かなりの林道が走っているのはご承知のとおりだと思うのですが、林道の扱いは、県、国でつくり、以後の管理は市町村でやってくださいという形です。国道168号、169号が通行どめになったとき、林道が迂回路としてすごい役割を果たしてくれるのは、ご承知のとおりだと思うのですが、農林部の中で、事業途中や事業計画をしている林道があると思うのですが、なるだけ早くつけていただきたい。

もちろん新しいきれいな高規格道路も必要だと思うのですが、十津川村などは特にそうですけれど、1本幹線が通って、そこからの支線でずっと奥に集落があるものですから林道が本当に使い勝手がいい。だから、なるだけ早く整備していただきたいということを要望させていただきます。

あわせて、これは恐らく土木部の関係かと思うのですが、林道の管理は、やはり村だけではやり切れないだろうと思っていますので、管理の面も農林部と道路管理課が連携をとって、整理していただきますよう要望させていただきます。

それと資料を持ってこなかったのですが、今、よく知事が災害からの復興の支援として バイオマスをしますとおっしゃっているお話を聞くのですが、浪越産業・雇用振興部長か らも聞いたことがあるのですが、バイオマスに関してはどこの課でやるのか、木質バイオ マスをやるのか、違うバイオマスをやるのか、それによっても担当課がかわってくるであ ろうし、バイオマスをすると漠然的に言っていただいていますけれど、もう少し中身を詳 しく教えていただきたい。それが1点です。

そして、奈良の木ブランド課に関してですが、平成24年4月に川下対策として期待を 背負って新設していただいたのですが、そろそろ問題も見えてきたと思いますし、どうい うことをしていくのか見せていただけるのかと思うのですが、今もし奈良県産材の販路拡 大に向けた取り組みをするという具体的な内容があったら教えていただきたい。

○浪越産業・雇用振興部長 再生可能エネルギーの関係でバイオマスと申し上げている中 には、当然木質バイオマスを考えている部分がございまして、この木質バイオマスにつき ましては農林部で担当いただいて、今具体的な村で検討をしていただいている状況でござ います。詳細については、そちらからご説明するかと思いますが、もう一つ、そのバイオマスと言っている中には、今度のビジョンの中にどこまでうたうかはありますが、一般廃棄物といった施設の中での導入の可能性もあるのではないかと現時点では考えておりまして、これは当然市町村の焼却施設等が対象になると思いますので、景観・環境局の担当になるかと思います。それ以外にも下水等という形でも考えられますけれども、下水については研究はしていただいていますが、なかなか難しそうな感じを受けております。これは下水道課になります。

少なくともこれらの研究については、それぞれがチームを組んでおりますので、そのチームの中にいろいろな関係課が入ってきていますので、そのチームに必要な部分の所属が あれば参入をさせて、検討を進めたいと思っております。

〇岡野奈良の木ブランド課長 奈良の木ブランド課の取り組みについてのご質問をいただきました。

松尾委員がお述べのように、林業木材産業は非常に厳しい状況ですけれども、こういった中で、川下側の取り組み、県産材の利用拡大に向けた取り組みを一層強化するために平成24年4月に奈良の木ブランド課が設置されたわけです。3カ月を経過し、具体的な取り組みを申し上げますと、1つは民間住宅への県産材の利用の拡大です。建設費用の一部を助成して拡大を図っていこうという取り組みを引き続き行っております。

また、大手住宅メーカーとの県産材利用についての連携協定の締結なども進めてまいりたいと思っております。平成23年12月にパナホームとの連携協定を結ばせていただきましたが、これをさらに拡大していけないかと思っています。またさらに県産材需要の拡大を図るために、多様なニーズを踏まえた新たな木製品の開発にも取り組んでいきたい。平成24年4月に土足歩行が可能な吉野杉床材の開発について発表させていただきましたが、こういった木製品の開発をさらに広げていき、そのための支援を行っていきたいと思っております。

それから、3月に方針を策定いたしました、公共建築物の木造化及び内装木質化の推進については、直接の需要拡大につながりますので、重点的に進めていきたいと考えておりまして、庁内各課のご協力を賜りながら進めていきたいと思っています。平成24年度は中央こども家庭相談センターや、橿原運動公園のジョガーステーションにおいて実施を考えております。また、あわせて市町村や一般建築物への普及拡大にも取り組んでいく方針でございます。

このほか、海外での需要拡大のため、意欲ある事業者が海外の見本市に出展したいという場合の助成や、ご質問にもありましたけれども、最近、エネルギー需要の中、利用が見直されつつあります木質バイオマスの効果的な活用についても検討を進めてまいりたいと思っております。

委員からは、しっかり進めていけというご趣旨だと思います。今申し上げましたような 取り組みを関係機関との連携のもと、効果的に推進して県産材の利用拡大に着実につなげ ていきたいと考えております。

次に、木質バイオマスの話でございます。

木質バイオマスの利活用につきましては、奈良の木ブランド課で所管させていただきます。この事業はブランドという名前とは違うのですが、県産材の有効利用、利用拡大の観点から当課で担当するものでございます。

○松尾委員 わかりました。奈良の木ブランド課の取り組みに期待しています。奈良の木ブランド課に吉野材の運命はかかっているのだと思っていますのでどうぞよろしくお願いします。バイオマスのことはよくわかったのですが、紀伊半島大水害に関する骨子などで木質バイオマスの実施をうたっていると思うのですが、本当にしていくのかいかないのか、恐らくそれを見た人たちは期待はしていると思うのですが。木質バイオマスを成功させようと思ったら、施設を建てるだけではなくずっと継続していくのが目的です。しかし継続していくのは今の吉野材を木質バイオマスに燃料として使ったら、恐らく金額的には採算がとれないと思っています。

大体、山から間伐材もあわせて木の出てくる値段は、ヘリコプターで出材したら大体1 立方メートル2万二、三千円かかる。木質バイオマスについてほかの都道府県について調 べてみてやっておられるところの買い取りの単価を見たら、とても追いつかない。やるが 結局はできないという状態に多分なるのだろうと思って不安です。だから、あわせて木質 バイオマスをやっていってくれるのでしたら、山から安く木が出てくる森林をきっちりと つくっていかないと、絶対にうまく稼働しないと思っています。紀伊半島大水害のとき、 ヘリコプター出材のポストの助成等をしていただいた結果、やはり被災してしまった道中 からでも山から木が出せるような道路を整備するのが一番安くいくのでしょうけど、すぐ にはできないので、そういうこともあわせて復興対策の支援という大きな取り組みで考え ていただくことを要望して終わらせていただきます。

〇今井委員 質問させていただきます。

ふるさと雇用再生特別対策事業に関連すること、産業会館のトイレに関係すること、そ して県産材の活用、間伐の問題について質問したいと思います。

最初のふるさと雇用再生特別対策事業の問題ですけれども、この事業は厚生労働省が定めたふるさと雇用再生特別交付金を国から受け基金を造成し、平成20年度から平成23年度までに行われた事業で、奈良県は50億円の基金をつくり実施をされたものです。これに対して虚偽記載や目的外使用があるということで全国で9道県が会計検査院の検査を受けており、その中に奈良県も含まれておりますが、どのような検査かその結果についてお尋ねしたい。

〇加納雇用労政課長 ふるさと雇用についての会計検査院の事業という形でお尋ねをいた だきました。

ふるさと雇用再生特別対策事業については、今井委員がお述べのように、地域の継続的な雇用機会を創出することを目的に平成21年度から平成23年度まで3年間実施されたところです。それで、この事業についての会計検査は、まず平成23年4月20日から22日の3日間行われました。このときの事業の対象は平成21年度に実施された緊急雇用創出事業臨時特例基金及びふるさと雇用再生特別基金について会計検査院から指定された基金の6事業とふるさと雇用再生特別対策事業の10事業に関して、主に新規に基金によって雇用された失業者の賃金の支払い状況、あるいはその従事実態等について検査が行われました。また、平成24年5月9日から10日の2日間、このときには平成21年度、平成22年度事業に関して、主に消費税の取り扱いなどについて会計検査院から指定された10事業の検査が行われました。この2回の会計検査では、特段のご指摘はありませんでした。

○今井委員 私のところにふるさと雇用再生特別対策事業で雇われたが解雇されたという 方からの相談が寄せられました。県がふるさと雇用再生特別対策事業として新たな事業の 公募をされました中にECコーディネート事業というのがあります。株式会社ダイワマネ ジメントが採択されておりますが、公募で応募があったのがこの1社だけだと聞いており ますけれども、間違いありませんでしょうか。確認したいと思います。

それはどのような事業で、この間、県は幾らのお金を払ってきたのか、この事業の成果 はどうだったのか、お尋ねしたいと思います。

〇鈴木工業振興課長 ふるさと雇用事業のECコーディネーター設置事業についてお尋ね でございました。 まず、公募の方法ですけれども、プロポーザル公募によりまして1社のみの応募という ことで間違いありません。

事業の目的は、県内企業にインターネットを活用した電子商取引の導入の活用を推進するためにECコーディネーターを設置し、電子商取引にまつわる多様な相談ニーズに対応できる整備をし、県内産業の活性化を図ることを目的に実施したものです。

成果としましては、県内の事業者に事業を委託しまして、3年間の実績で36社がECを開設、また売り上げアップ等の効果が確認できたのが、27社となっています。

委託額は、平成21年度は500万9,550円、平成22年度は1,600万円程度、 平成23年度は1,400万円程度と、なってございます。

○今井委員 ECコーディネーター設置事業によって、この事業所ではふるさと雇用再生特別対策事業で新たに3名が雇用されたと聞いております。解雇になりました方は、県に提出する書類の作成を会社の命令で行っておりましたけれども、事実と異なる書類の作成をするのは嫌だと、拒否をしたことにより解雇になっております。こうした解雇は認められますでしょうか。加納雇用労政課長にお尋ねしたいと思います。

〇加納雇用労政課長 新規雇用の方が解雇されたということですが、今回のケースの詳細は不明ですが、解雇に当たっては当然のことながら解雇理由等の一定の要件がございますので、その要件に合致していることが必要です。解雇の際には、当然解雇理由というものが必要かと思います。

〇今井委員 ごまかしの書類をつくることを拒否したという理由での解雇ということです。 そういうことは認められるのか、もう一回確認したいと思います。

〇加納雇用労政課長 今井委員のお話では、ごまかしを強要されて、それを拒否したことによって解雇になったということですが、その辺の事情は個別具体的な状況によるかと思いますので、今の場合どうかの判断はなかなか難しいですが不正を強要されることはいかがなものかと思います。

○今井委員 具体的な中身になりますけれども、タイムカードがございませんでしたので、 幾らでも書きかえが可能だったということです。出張に行っていないのに行ったことにして、手当も支給したことにしています。東京出張など、相手の名刺をつけておりますけれども、もともと名刺交換の中から使えそうなものをコピーして添付をした。それから、郵送費の切手代は、以前行ったセミナーの参加者の名簿から適当に郵送のあて先一覧表をつくって添付をした。それから、全くこのECコーディネーターの仕事にかかわっていない のに、ふるさと雇用再生特別対策事業で賃金が支払われていた。携帯電話代金もかかわっていない人の分まで請求をしていた。パソコンのソフト代金は、この事業のために会社が購入したことにして請求しておりますけれども、この事業で解雇された、社員の個人所有のものを見せかけているということです。それから、パソコンの買いかえの費用を出すために講師に教えてもらったということで、謝礼として何十万円かのお金が請求されておりますけれども、領収書はイデアコレクション、ヒライさんという方の名前が記載されていると思いますが、この講師はダイワマネジメントの社員で、実際には講習をしていないということです。さまざまなやり方で何でもこの事業に関係したかのように経費をすべて請求して、ばれなかったらオーケーというやり方をしていたと言われています。

大きな金額を占めるのは管理費ですが、社長がコンサルティング教育とか経理処理の教育をしたことで、年間で140万円ほど請求がされています。しかし、ほとんど社長は不在という状態で、教育を受けたことはないとも言われています。

それから、ふるさと雇用再生特別基金の基金事業の一時金制度があります。これは平成24年4月以降もふるさと雇用再生特別対策事業で雇っていた社員を継続雇用し、一時金として、1名につき30万円が企業に対して支給されることになっています。そのため、3人は書類に署名して免許証のコピーを添付して提出をさせられていたということです。ところが、この一時金制度の書類に署名を書かされた日付は平成24年2月27日、解雇をされたのが3月6日。この方の場合は、自分はやめさせられたのに自分の書類で会社が30万円もらうのは納得できないということで、県庁に書類の取り下げに行かれました。黙っていたら、そのままこの会社がその方を継続雇用したということで30万円を受け取っていたことになります。

このとき会社が県に対して別の労働条件の通知書を出していたことが明らかになりました。今手元に持っておりますけれども、平成23年3月31日付の書類で、雇用主が労働者に渡している形式の書類が、25万1,000円の給料を払っていると県には届け出がされていたと思います。この方は、採用のときに賃金の決定通知書を受け取っております。平成23年4月1日及び12月21日の賃金決定通知書を受け取っています。金額は、4月が18万5,000円、12月は業績悪化ということで18万2,000円で、3,00円下がっております。これが実際に受け取っておりました金額です。ところが、今回、平成23年3月31日付の労働条件通知書の金額と毎月6万6,000円の差が生じております。また、賃金決定通知書には賞与があるところに丸がしていますが、一度も賞与は

受け取ったことがないということで、この方は会社をやめるまで全く知らなかったという ことです。これだけでも3年分で年間240万円ぐらいのお金になるという状況です。

会計検査院は、とりあえず書類が整理されておりますので問題がないということであったかもしれませんけれども、このことが事実であれば、会社には当然返還しなくてはいけないと思いますが、県は調査してきちんと対応するべきだと思いますけれども、県のお考えをお尋ねしたいと思います。

〇鈴木工業振興課長 事業の執行課としましては、事業の適正な執行がなされていたかどうか、その確保は十分だったかというご指摘になろうかと思いますけれども、まずは月次の事業報告、中間検査、実績報告に基づく完了検査によりまして随時確認を行ってきております。検査では、新規雇用者に対する雇用の状況や、人件費及び事業執行に係る経費について適正に執行されているか調査を実施しております。受託先から提出のあった実績報告書並びに支出証拠書類等の書面での検査を実施しており、書面等から判断し、委託対象経費として認められるもののみを確定、支払いを行ったところでございます。

もし今井委員のおっしゃるご指摘の事項が事実としましたら、事実確認が必要かと思われますので、再度調査を行うことも検討していきたいと思います。

〇今井委員 ぜひ再調査をきっちりと行っていただきたいと思います。

それと、もう一つ重要な問題ですが、(株)ダイワマネジメント代表取締役社長、田中豪という方ですが、奈良県中小企業支援センター登録専門家という肩書を持っている方です。 パソコンの講師をされたヒライカツノリさんも登録専門家です。中小企業の経営相談に乗るプロの方が法令を守るという大前提を、みずからの利益のために平気で破ることは、登録専門家にはふさわしくないと思っておりますけれども、その点どのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

- ○鈴木工業振興課長 今ご指摘いただいた事項につきましては、県としてまだ事実確認が とれておりませんので、その事実を踏まえまして適切に判断し、対処してまいりたいと考 えております。
- 〇今井委員 この緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別対策事業は、もともとリーマンショックが引き金となり、平成20年の秋以降、深刻な経済不安を背景にいたしまして派遣労働者の雇いどめなど、雇用不安が社会問題になる中で雇用条件を改善するために国で1,300万円の基金をつくり、都道府県で具体化をしたものです。この事業を使って、本当にとんでもないことが行われていたと感じました。県の担当課のチェックも甘かった

とも聞いております。

本来、この事業によって新たな雇用が創出されて、継続的に仕事につけるようにという ことが目的だったと思います。県はこの問題にきちんとした対応をするとともに、雇用不 安の解消に今後とも全力で取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思います。

この件について、産業・雇用振興部長がどのように考えているのか、お考えをお尋ねし たいと思います。

○浪越産業・雇用振興部長 今、今井委員から具体のお話を聞いて、悲しくなりました。 正直申し上げて、書類の審査の中で例えば虚偽という形でされても、なかなかその部分は 見えてこないということが少し悲しい感じで、今、鈴木工業振興課長が申し上げましたと おり、本当に事実かどうかについて再度確認したいと思います。まず、そのことから優先 して取り組んでいこうと思っております。

これから提出される書類は、とりわけ企業側の会計手続等、かなり違いがあろうかと思っております。例えば、小規模企業であれば、かなりの部分で稟議書とかそういった部分で省略をされたり、口頭で指示をするというケースは多くあろうかと思いますのでここの部分、どこまで確証がとれるのかは、考えてみますと若干見えないところがあるのですが、しっかりとこれから取り組んでいきたいと思います。

〇今井委員 それでは、ぜひよろしくお願いします。

次に、産業会館のトイレの問題ですけれども、平成24年5月20日に産業会館のトイレで60代の男性が心筋梗塞で倒れ、守衛さんが最後に見回りをいたしまして、中でお亡くなりになっていたという事例が発生いたしました。倒れてから四、五時間が経過していたようです。私はそれを聞きまして、翌日すぐに現場に、確認に行きました。車いす用のトイレにはブザーの設置はされていましたけれども、一般のトイレにはブザーが設置をされていません。もし、ここにブザーがあれば助かっていたのではないかとも思いまして、大変残念な思いをいたしました。

公共施設はだれでも安心して利用できる場所だと思いますので、やはりトイレにはブザーを設置していただきたいと思いますので、今回、このような事故が実際にありました産業会館にも、ぜひトイレのブザーを設置していただきたいと思っております。この点について、お伺いしたいと思います。

〇鈴木工業振興課長 今、ご指摘いただいた事実関係ですけれども、平成24年5月20 日の午後5時25分ごろに巡回中の警備員が意識不明の状態で倒れられているところを発 見いたし、で緊急に通報をしているということですけれども、その前に、午後4時半ごろに確認したときには、そのトイレは使われていなかったということですので、発見まで四、五時間ということはなかろうかと思われます。また、トイレの中で亡くなっていたのではなく、病院に緊急搬送をいたしまして、その搬送先の病院でお亡くなりになったと認識してございます。

ご指摘の一般トイレも含めた緊急通報ボタンでございますけれども、産業会館だけでも というご指摘がございましたけれども、やはり県が管理する施設全般にかかわる問題です ので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

〇今井委員 ぜひ、よろしくお願いします。

それから、県産材の活用の問題です。林野庁によりますと、小・中学校など、公共事業に木材を活用して地球温暖化防止や林業の再生を目指す木材利用方針が全国の74%の市町村で未整備だということがわかりました。木材利用促進法では、都道府県だけではなく、市町村も基本方針を作成するように求めておりますけれども、平成24年5月17日時点で8府県で基本方針策定がゼロ、その中に奈良県が入っており、県として何とかしなくてはいけないという思いで新聞の報道を読ませていただきました。木材利用促進法の基本方針の市町村における作成状況、また奈良県の今の状況はどうか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

〇岡野奈良の木ブランド課長 公共建築物の木材利用推進についてのご質問でございます。 県では平成24年3月に公共建築物における奈良の木利用推進方針を策定したところで す。その中で、可能な限り県産材を推進していこうという一方で、県下の市町村において も拡大をしていこうという方針にしております。そのため、平成24年度当初より市町村 の担当課長会議において説明するとともに、順次、市町村に直接赴き、国や県の補助制度 とあわせて直接説明を行わさせてもらっております。その結果、平成24年6月末時点で は、3市町村で方針が策定され、他の18市町村においても現在作成中、または作成に当 たって検討中であると、いう状況になっています。

○今井委員 私の地元は王寺町ですけれども、王寺駅の歩道が非常に長くて、そこを歩かれる高齢者等から、手すりが欲しいという要望が結構寄せられております。王寺町に対し日本共産党議員が奈良の木でつくった手すりをつけてもらえないかということも取り上げているのですが、なかなか王寺町は、すぐ実施をというような状況に至っていないとも聞いておりまして、ぜひそうした身近なところから、県産材が使えるように県としても今後

指導等ご支援いただけるよう要望しておきたいと思います。

それから、間伐の問題ですけれども、従来は切り捨ての間伐に対しても国の補助金が出ていたのが、平成23年からは出材した間伐にしか出なくなり、関係者からなかなか実態にそぐわないという声があります。今でも間伐がなかなか進んでおらず、必要間伐の半分から6割ぐらいしか間伐されていないとも伺っております。先日も台風4号の災害があり、五條市大塔町篠原、それから飛養曽地区の林道災害の現場に行ってまいりましたけれども、本当に道の横は光が当たっていますが、もう一歩入るとうっそうとした山が続いておりまして、何とかしなければいけないという思いを持ちました。

この切り捨て間伐の場合は、補助金の対象にならないということですけれども、平成2 3年にこの制度になってから従来と比べて、実際どれぐらい間伐が行われたのか、お尋ね したいと思います。

〇馬場林業振興課長 間伐の実績についてのお尋ねでございます。

本県で間伐面積は平成21年度に6,192ヘクタール、平成22年度は6,725ヘクタール、平成23年度は5,028ヘクタールで、5,000から6,000ヘクタール程度で推移しています。

昨年度は、今井委員お述べのように国の制度が切り捨て間伐から搬出間伐へと変わった こともございますし、また紀伊半島大水害により間伐の実施量が減ったのは事実でござい ます。

〇今井委員 やはり先ほど松尾委員も言われておりましたけれども、奈良県の場合は路網の問題とか急峻な地形ということで材を出すのに非常にコストがかかるというようなことがございます。ぜひ奈良県で間伐がスムーズにいくように、今後ともご検討していただくようお願いしておきます。

〇神田委員 質問ほどでもないのですけど、少しうれしいことがありました。

本日、旧耳成高校跡に来年オープンします農産物直売所の起工式が9時から行われました。出席をさせていただきました。委員長また関係部長や皆さんにもご出席をいただきました。平成22年に、もうどうしても橿原市に道の駅が欲しいという思いから質問をさせていただき、知事答弁で考えていますという答えをいただきその後、順調に進めていただいて、きょうの起工式という運びになったこと、まず感謝申し上げます。橿原市民も、また中南和の皆さんも大変期待をしていただいてるということもありますので、いよいよこれからです、事業主体はJAですけれども、県としっかりと連携をとりながら、いい直売

所になっていくように見守っていきたいと思っているところでございます。

そんな中で、その販売所に出店される組合員について、順調よく申し込みがあるのか一 度聞きたいと思います。

それと、旧耳成高校の校舎の屋上の利活用についてですが、大和平野を見ると見晴らしがいいのです。県は眺望のよいレストランということに力を入れて認定をされている中で、旧耳成高校の屋上の利用について知事にお願いをいたしました。いろいろな整備で高くなるから今はどうしようかと考えていますけれども、できるだけ沿うようにとそのときは答弁いただいており、本日知事のごあいさつの中で、屋上をそのような形にしていくとごあいさつがあり、びっくりして喜んでいたのですけれど、平成27年ごろにオープンすると聞いたのですけれども、その辺の工程等についてもしわかっていればわかる範囲で教えていただきたいと思います。

それと「紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組」の中のふるさと復興協力隊を配置する市町村は、どこかという条件などについて教えていただきたいと思います。

〇角山マーケティング課長 マーケティング課からファーマーズマーケットまほろばキッチンの直売所にかかわります販売者の登録状況についてお答えさせていただきます。

目標は1,000人ということでJAを中心に来ていただきます。古くて申しわけございませんが、平成24年5月23日現在で936人となっており、順調に登録者をふやしていただいていると聞いております。

もう一点、校舎の活用につきまして、きょうご一緒に屋上から眺望の位置を見させていただいたのですけれども、県庁管財課が中心となって進めていただいておりまして、今ここで工程の状況についてお答えできません。後ほど、また調べさせていただきます。

〇浪越産業・雇用振興部長 先ほどのご説明を、ちょっと飛ばさせていただきました。資料「紀伊半島大水害復旧・復興の現状と取組」の28ページ、ふるさと復興協力隊については、記載しておりますとおり、平成24年6月から3名を配置しており、十津川村2名と高取町1名ということで、今後5名の配置について調整中となってございます。一応、今年度の配置予定は20名で、所管は、南部振興課になると思いますので、具体的な調整状況については今のところ承知しておりません。また報告します。

- **〇神田委員** ふるさと復興協力隊についてはこの委員会ではないということですね。
- ○浪越産業・雇用振興部長 所管としてはそうです。
- **〇神田委員** 所管としてはね。そうしたら、また個人的に聞かせていただきます。

管財課ということですが、きょう一緒に屋上へ上らせていただいて、旧耳成高校屋上からの景色は本当にすばらしいです。こんないいところに住んでいたのだと思いながら、早くできればと思いますが、いつもは飛鳥から見ると大体畝傍山の右後ろに、二上山が出てくるのですけれど、きょう見ていると耳成山の後ろに畝傍山があり、こういう構図は初めてで、あの場所しか見れないと思って新たな発見でした。このように屋上を利用していただくのは、地元にとっては大変ありがたい。地元の人からは屋上に何かタワーを建ててほしいという要望もありました。でもそのときは、それは無理ですという話をしていたのですがこのように屋上の利用については地元の人たちにも報告しておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

観光の方は、また所管もありますので来年のオープンに向けて、ぜひいいマーケットに なりますように、よろしくお願いしたいと思います。

○阪口委員 3項目にわたり質問をします。

1項目めは、再生可能エネルギーの利活用についてであります。本年、県庁舎の照明の LED化、それから、家庭用太陽光発電設備設置補助として約1億円の予算措置など、利 活用については、前進していると評価している部分もございます。しかし、関西電力の節 電要請、さらに計画停電等の要請をかんがみますと、このような対策だけでは全く不十分 ではないかと考えております。

本県の再生可能エネルギーなどの利用の基本的な考え方としまして平成24年4月に再生可能エネルギー等の利活用の基本的な考え方という資料を出されておられますなかに、太陽光発電が4万9,985キロワット、中小水力発電が375キロワット、バイオマスが7,060キロワットの導入実績となっていますが、やはり再生エネルギーの導入実績が非常に少ないです。なので県も公共施設への導入とか、中小水力発電、バイオマス、風力発電について今後検討していくのはまことにそのとおりです。そこで、1点目の質問は、再生可能エネルギーの利活用についての当局の姿勢です。計画は読めばわかりますので、そのあたりの姿勢について聞きたいと思っております。

2点目は、平成24年6月29日の新聞を読みますと、東京都は東京湾に天然ガス火力 発電所を10基新設し、その資金は投資ファンドを設立するという記事がございます。また、京都市では市が独自でメガソーラーを建設して、来年中に建物の屋上に太陽光パネル を起動させて年間90万キロワットを発電する計画があると載っております。

そこで2点目の質問は、東京都の民間資金の導入や京都市の人口は奈良県とあまり変わ

りないので京都市のように独自にメガソーラーを建設していくような取り組みを奈良県で は考えておられないのかお聞きします。

3点目は、それに関連しまして、関西電力からの計画停電の要請がございますが、県民 への周知徹底はどのようになっているのかという質問であります。

次に、続きまして時間の関係で2項目めの質問をいたします。2項目めは、関西文化学 術研究都市、高山第1工区においての企業誘致についてであります。この高山第1工区に おきましては、上六印刷株式会社、幸信プラスチック株式会社の誘致がこの不景気のおり 実現できましたことは、担当者がご尽力いただいてのことであると認識いたしております。 この場をおかりしてお礼を申し上げます。

しかし、県のホームページでは、当地区の県土地開発公社所有地は完売になったと載っていますが、私の認識とは異なりますので、少し整理をしておきたいと思います。確かにすべて完売になりましたが、平成5年に株式会社カネカ、THK株式会社と土地売買の契約は成立し、所有権が移転いたしております。しかし、その分については実際のところ、施設の建設は行われていない。本来、県土地開発公社はこの地区に企業誘致をして建設することを目的として造成、販売されているわけですから、この所期の目的が達成されていないのではないか。この用地は平成15年2月に買い戻し期間が終わっていますので転売も可能です。県には、該当する企業と連携をとってもらって、所期の目的である企業立地を進めるよう引き続き努力をしていただきたい。そこでの質問は、この点における、県のかかわり方についてお聞きをしたいということであります。

続きまして3項目めは、奈良県営競輪についてです。聞くところによりますと、本年も 奈良県営競輪経営検討委員会が開催されるとお聞きしております。確か、昨年、JKA交 付金が1.9%に、また車券払戻金が70%、さらに当局の努力で経費削減が行われて、 単年度では黒字になっていることは承知しております。しかし、この不景気のもと、ファ ンの高齢化等も考えますと、もっと抜本的な対策がなければ、また赤字になってしまうの ではないか。今回の奈良県営競輪経営検討委員会には抜本的な経営改善策を期待いたしま す。

そこで質問、1点目は、前回の奈良県営競輪経営検討委員会のメンバーとは異なるのか という質問であります。さらに、設置の主要な目的は何なのかです。

2点目は、専門家の意見を聞いて奈良県営競輪経営検討委員会では審議されると思いますが、市民の意見を聞くような機会はあるのか。例えば平成23年はパブリックコメント

を18件実施されておられます。平成24年は、生物多様性なら戦略についてのパブリックコメントも予定されていますが、奈良県営競輪については、パブリックコメント実施について考えておられるのかどうかという質問であります。

○村上産業・雇用振興部次長 まず、エネルギーについてですが、県庁舎の照明設備のLED化につきましては、管財課で議会棟をはじめ、主に知事部局が入る西棟、教育委員会事務局が入る東棟につきまして、6月から8月にかけて閉庁日に合わせて工事が進められております。ハード面でのLED化に加えまして、ソフト面として、本日、7月2日からサマータイムの導入に合わせて毎日定時退庁を目指して一層の節電に取り組むことにしております。

また、従前から本県では個人住宅での太陽光発電の設置率は近畿でも高いものと認識しておりましたが、太陽光発電設備への補助制度につきましては、環境政策課で総額1億円で1件当たり上限10万円として、平成24年6月1日に募集を開始したところでございます。6月13日には、既に1,000件に到達したと伺っております。

また、平成24年4月に公表いたしました再生可能エネルギー等の利活用の基本的な考え方でお示ししたとおり、太陽光発電、中小水力発電、バイオマス発電等の活用といった再生可能エネルギーにつきましては、本県でも可能性があるものとして、それらの導入について検討していくことにしております。

太陽光発電等につきましては、京都市のように大規模なものは現在ございませんが、既 に公共施設によって導入されているところもあったり、奈良県立医科大学では太陽熱を利 用した給湯施設等で取り組んでおりますけれども、今後太陽光発電だけではなく、新たな エネルギービジョンを策定していく中で、公共施設も含めて調査研究を進めてまいりたい と考えております。

東京都の電力投資ファンドにつきましては、いろいろ問題もあると思いますので、今後 の動向に関心を持って注視していきたいと考えているところでございます。

3点目の計画停電についての周知でございますけれども、これにつきましては関西電力よりその期間、時間帯、グループ等につきまして、個別の契約者ごとにダイレクトメールや各家に配付されております検針票の記載により周知されていくものと認識しております。加えて、本日7月2日から計画停電お問い合わせ専用フリーダイヤルも設置されたと伺っております。さらにメディアへのプレス発表、ホームページへの掲載、また7月2日の全国紙や奈良新聞による節電のご協力と計画停電のお知らせといったところでも周知に取り

組まれております。県といたしましても節電協議会や計画停電対策本部会議、さらには、 市町村説明会などを通じて情報の共有や計画停電の周知に取り組んでいるところでござい ます。それらを踏まえまして、平成24年7月2日、県庁内に計画停電への情報連絡室、 相談窓口を設置し、平日午前9時から午後8時まで、土日祝日につきましては午前9時か ら午後5時30分まで電話による相談に対応していくことにしております。これらの相談 窓口は、県、関西電力はもとより、県内市町村にも担当者を決めていただき、連絡して対 応していくことといたしております。

県といたしましては、在宅医療の方に加え、ひとり暮らしの高齢者などにも関西電力は もとより、市町村をはじめ、福祉団体の方々とも連携を図りながら、さらなる周知徹底に 取り組んでまいりたいと考えております。

〇森田企業立地推進課長 高山第1工区についての、企業誘致に関してのご質問にお答え いたします。

これまでの実績に関して過分のご評価をいただきまして、恐れ入ります。

それから、県ホームページで完売と表記されているとのことですが、現時点でまだ高山 第1工区に未利用の民有地が残っていますので、産業・雇用振興部としましては、今だ高 山第1工区は誘致活動の途上であると明確に認識しております。

2年前に民有地のうち、株式会社カネカ、THK株式会社に関しましては規制緩和後もみずから設立する意向はないが、譲渡の意向ありということは確認しておりますので、条件面の詰めを含めまして、現時点でも交渉を続けております。現実に、この1年間で民有地に関して数件の引き合いもございまして、引き続き所有者の株式会社カネカ、THK株式会社、それから引き合いのある企業との間を取り持ちながら誘致活動に努めてまいりたいと思います。

〇大月地域産業課長 県営競輪に関するご質問に対してお答えさせていただきます。

県営競輪につきましては、平成22年8月から7回にわたり開催されました奈良県県営 競輪検討委員会においてご検討いただき、制度改正の行方や収益構造の変化を見据えつつ、 経営改善期間を確保し、改めて存続の可否を判断すべきというご提言を平成23年11月 にいただいたところでございます。これを受けまして、平成24年度新たな検討委員会の 設置を計画しておりまして、その目的としましては、存続の可否を含めた競輪場のあるべ き姿について抜本的に検討してまいりたいと考えております。

メンバーにつきましては学識経験者など、競輪事業を経営面から専門的に分析できる新

しい方々を現在検討しているところでございます。ちなみに前回の委員会は、もともと平成13年度に設置されておりまして、もう10年を経過しておりまして、県の審議会の規定で10年を経過すると委員は重任できないことになっており、現在6名おられるうち、3名は必然的に重任できないことになっております。そのことも含めて、新たなメンバーを人選しているところでございます。

2点目の県民の意見を聞く機会ということですけれども、県民の皆様からのご意見も積極的に取り入れていきたいと考えております。その具体的な方法とか時期につきましては、 今後あわせて検討してまいりたいと考えております。

○阪口委員 まず、再生可能エネルギーのことでありますが、県の再生可能エネルギーなどの導入に向けた課題としては、太陽光発電は平地未利用地が少なく、メガソーラーの適地は限定されているとあります。京都市の場合は、新聞でしかわかりません。つい最近の新聞ですので、こちらも調べますが、下水処理場に建設すると、県は課題を掲げていますが、検討の余地はあるのではないかと思います。

次に、高山第1工区への企業誘致のことですが、多分平成24年6月の本会議で知事は 高山第1工区の用地は完売したと答弁されたのではないかと思っているのですが、そこら の認識については別にどうこういう問題ではないので、県の担当者は頑張っておられると 思っていますので、私の間違いかもわかりませんし、私も調べて、県担当課においては引 き続きご尽力いただきたい。

最後の奈良県営競輪につきましては、市民の意見も積極的に聞き、窓口を広げるという ような県の姿勢ですので、また市民からの問合わせがあれば、県の担当に相談に行くよう 回答しておけばいいかと思っております。

- 〇大国委員長 答弁いいですか。
- ○阪口委員 特にありません
- ○猪奥委員 エネルギー関係で質問をさせていただきます。

まず、策定の仕方ですけれども、再生可能エネルギーは原子力発電に比べて議論のある ところですが、コストがかかるとされています。そんな中で、今エネルギーが問われてい るのは、ただコスト、ポテンシャル、費用対効果がどうだというだけの話ではなく、つく ったエネルギーをそのまま電力会社に買ってもらって、電力会社がまたそれを売るという、 そのあり方そのものが問われていると思うのです。

先ほどのバイオマスの利活用でもそうですけれども、バイオマスはもちろんお金がかか

ります。使っていただく可能性も太陽光発電に比べるとある程度低いです。例えばそのままペレットストーブで使う場合でも、今一番安いのはカナダ産のペレットであるというお話を、この間、担当課からお聞きしました。どうして奈良県の木材搬出コストが高いかというと、事業者は木材のまま出したいが、そうすると、どうしても高くなります。コストを下げようと思ったら、例えば山で細かく切ってエネルギー源として出すのと木材として出すのとでは、おのずと変わってくる。そうなってくると、事業者とエネルギーとして使いたい側とでは思惑がそれぞれ異なってくる。エネルギー問題は、コストだけではなく、地域やコミュニティーがどうあるべきかと非常に密接にかかわってくると思うのです。ですから、今奈良県がまずエネルギービジョン計画をつくり、それを提示しながら奈良県としてエネルギーがどうあるべきかを考えていく中で、コストだけを考えるのではなく、地域のあり方、コミュニティーのあり方も考えて、たとえばペレットストーブという形で地域の中で使っていくのだったら、今後、十津川村でつくろうとされている新しい村みたいなところでクローズドでエネルギーを使っていくというように、コスト面以外のものもあるということも考えていかないといけないと思うのです。

そんな中で、今まずそのビジョンをつくる段階において、どうしてその議論がクローズで行われているのかが、納得できないのです。エネルギービジョンはこれからの暮らしを、地域をつくっていくものであると考えますので、まず今後のエネルギー協議会を傍聴できる形にしていただきたいですし、議事録も出していただきたいと考えます。この点についてお伺いしたいです。

先ほどの阪口委員の質問に私の思っていることがありまして、例えば神奈川県では、公 共施設の屋根を事業者さんに貸すということもされております。今、再生可能エネルギー への取り組みはものすごい勢いで発展を続けておりますので、ぜひいろいろな研究をして いただいて、奈良県も積極的に取り組んでいただきたいと考えています。

○浪越産業・雇用振興部長 今、猪奥委員の言われたことは県が考えていることと重なっておりまして、実はマイクログリッドという概念で、一定の地域の中でベストミックスを目指すという取り組みがいかに大事かとこのごろ思っておりまして、今の固定買い取り制度という形でいきますと、実は本とかで読みますと系統電力で再生可能エネルギーを導入して制御できるのが10%から20%の範囲で、それを超えると制御できないと言われています。これを制御しようと思うと、かなりのコストがまたそこにかけることになる。

我々も、先ほど阪口委員が言われたように売電をするということばかりで物を考えるの

かということを心の中に思っておりまして、やはり地産地消という概念で何か取り組まなくてはならないのではないかと思っております。例えば、企業がメガソーラーといった形の売電で発電事業に参画されることも、再生可能エネルギーのためにはいいし、促進されるとは思うのですが、奈良県から見れば、例えば団地や山間地域での模索を視点として加えていきたいという思いを持っております。

それから、公共施設の導入の仕方について、具体的にどのような設備に導入をするのか、例えば水力発電で言えば市町村の水道施設も1つポイントになると思っております。調べますと、結構県営水道から市町村水道の受水池まで送るときの水圧で、ある程度水圧の減が落ちていないということもわかってまいりましたので、そういったことも含めて研究をしたいと思います。

今後、研究会をどういうタイミングで開いていくのかですが、今言っているような事柄をまず奈良県で固め、ある程度のたたき台をつくった上で開いていくことになろうかと思います。できる限りいろいろなご意見をいただくような形がいいのではないかと思っておりますけれども、今後少し議論をしていきたいと思います。

- **〇猪奥委員** ありがとうございます。
- 〇大国委員長 いいですか。

他にございませんか。

他になければ、これをもちまして質疑を終わります。

次に、委員長報告についてでありますが、正副委員長に一任願えますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

特別な事情が生じない限り、ただいまの構成による当委員会は本日の委員会をもって最 終になるかと思います。

昨年5月より、委員各位には当委員会所管事項であります商工業、農林業の振興につきまして終始熱心にご審議いただきました。また、理事者におかれましても、種々の問題について積極的な取り組みをいただきました。おかげさまをもちまして無事任務を果たすことができましたことを、委員各位並びに理事者の皆様方に厚く感謝、お礼を申し上げ、簡単ではございますけれども、正副委員長のお礼のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

これをもちまして本日の委員会を終わります。ありがとうございました。